

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主復水器（B）チューブ渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（B-1：30本、B-2：48本、計78本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
2	2号機	高圧注水系タービン速度制御弁調速装置（EGR）工場点検において、油圧制御部より油のリークが認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	定期事業者検査（制御棒駆動機構機能検査）において、制御棒（50-27）の挿入時間に判定値外れが認められたため、駆動時間の調整後、再検査実施予定	D	
4	2号機	非破壊検査（超音波探傷検査）用試験片6体のうち4体に材質を示す刻印の相違が認められたため、対応検討	C	
5	2号機	低圧タービン（B）14段抽気管ドレンレベル調整弁点検において、新規組込み部品の製造不良による動作不良（摺動抵抗：大）が認められたため、当該部品を交換	C	
6	3号機	廃棄物処理系床ドレン放出カナル流量記録計に指示不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
7	3号機	廃棄物処理建屋屋上～タービン建屋西側屋上間連絡階段に腐食が認められたため、当該階段を点検・修理	D	
8	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（11）送風機（A・B）点検において、ファンと主軸の嵌め合い値に判定値外れが認められたため、当該主軸及びキーを交換	D	
9	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）入口流量プロセス計算機指示値が徐々に低下し、監視警報発生約1時間後に0（T/H）を指示するようになったため、プロセス計算機の当該値に関連する箇所を点検・修理	D	
10	3号機	共用所内ボイラ建屋1階補給水元弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	4号機	原子炉格納容器内酸素ガス濃度記録計点検において、印字機構に印字不良が認められたため、当該印字機構を交換	D	
12	4号機	原子炉再循環系校正用ジェットポンプ流量演算器点検において、電源スイッチの動作不良が認められたため、当該部を修理	D	
13	4号機	高圧復水ポンプ（C）軸受振動記録計点検において、動作不良が認められたため、当該記録計を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	換気空調系動力用電源盤点検に伴う当該補助変圧器のしゃ断器を「切」にした際、原子炉建屋5階に設置した仮設局所排気ファン（3台）が停止し、原子炉建屋の負圧が保たれていたが念のため手動で一時的に原子炉建屋換気空調系を停止させ、非常用ガス処理系を起動したため、対応検討	B	
15	4号機	原子炉格納容器内ケーブル修理において、炉心スプレイ系テスト可能逆止弁（A）制御用ケーブルが接続されている端子箱内の端子台に腐食が認められたため、当該端子台を交換	D	
16	4号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（3）バイパス弁浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様が認められたため、当該弁体を交換	D	
17	5号機	原子炉隔離時冷却タービン入口ドレンポットレベル検出用フロート浸透探傷検査において、指示模様（2箇所）が認められたため、当該フロート部を交換	D	
18	5号機	過渡現象記録装置点検において、当該装置内部メモリエラーにより自動で再起動していたことを示す記録が認められたため、当該装置の基板を交換	D	
19	5号機	第2給水加熱器（C）水室内溶接部の目視検査において、浸食が認められたため、当該部を修理	D	
20	6号機	非常用電気品室換気空調系冷却装置（A）空気圧縮機に冷媒不足が認められたため、冷媒を補充	D	
21	集中環境施設	洗濯設備室2階換気空調系空調機（A・B）のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
22	集中環境施設	プロセス建屋1階ペレット等固化設備充填ドラム缶搬出用ジブクレーン操作スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで